

傷害総合保険の 中途加入募集のご案内

保険期間

2022年7月1日～
2023年1月1日

申込締切日

2022年4月18日(月)

自転車で他人にケガをさせた場合の備えは十分ですか？ ケガや日常生活の法律上の賠償事故・携行品損害の備えに！！

不慮の事故などにより死亡・後遺障害・介護等が必要になった場合に補償されます。
また、自然災害(地震・津波等)によるケガや、日常生活における法律上の賠償事故も補償されます。
共済組合の傷害総合保険は団体契約のため、一般で加入されるより保険料は**10%割引**(団体割引適用)となります。
月々の保険料が割安となりますので、ご加入を検討ください。

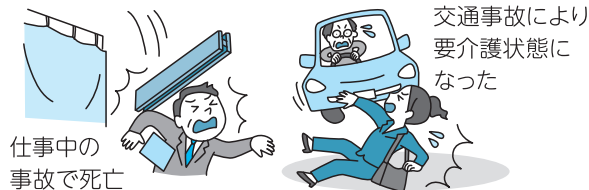
基本補償プラン 国内・海外ともに補償/天災危険補償特約セット

月払保険料(※基本補償プラン)：本人型930円/夫婦型1,350円/家族型2,200円 保険期間6か月 職種級別A級、団体割引10%

基本補償プランには、次の4つの補償があります。

傷害(地震によるケガも補償)

- 死亡・後遺障害補償
- 介護補償(年額400万円)



個人賠償責任(示談交渉サービスの実施(日本国内のみ))

- 個人賠償責任補償(1億円)



被害事故

- 被害事故補償(5,000万円)



携行品損害

- 携行品損害補償(保険期間を通じて合計50万円)
※自己負担額：1事故につき3,000円
- 旅行中にカメラを落として壊れた
- ゴルフ中ゴルフクラブが折れた

基本補償プラン(4つの補償)は右記の3つの型から選択できます。

- 1本人型(組合員)・・・組合員本人のみが保険の対象となります。
- 2夫婦型・・・組合員本人の配偶者も保険の対象となります。
※組合員本人との続柄は、ケガ・損害の原因となった事故発生時におけるものをいいます。
- 3家族型・・・組合員本人の配偶者やその他親族(組合員本人またはその配偶者の、同居の親族・別居の未婚の子)も保険の対象となります。
※組合員本人またはその配偶者との続柄および同居または別居の別は、ケガ・損害の原因となった事故発生時におけるものをいいます。

オプションプラン 基本補償プランにあわせてご加入ください。

ホールインワン・アルバトロス費用補償(50万円)

月払保険料：530円

お支払い例：ホールインワンを達成し記念品を配付等

借家人賠償責任補償(1,000万円)

月払保険料：300円

お支払い例：火災を起こし、貸主に対して損害賠償責任を負った

弁護士費用補償

- 法律相談費用(自己負担額1,000円) 通算10万円限度
- 弁護士委任費用(自己負担割合10%) 通算300万円限度

月払保険料：790円

法的トラブル(被害事故に関するトラブル、離婚調停に関するトラブル、遺産分割調停に関するトラブル、等)に巻き込まれた場合の、相談費用・弁護士費用をサポートいたします!金銭的な負担を軽減し、安心して法的トラブルを解決することができます!

上記は概要です。制度内容等詳細については、パンフレットをご確認ください。
募集パンフレットおよび加入申込書は、所属所の共済事務担当課へ備えつけられています。
なお、ご不明な点は、取扱代理店または損害保険ジャパン株式会社までお問い合わせください。
加入を希望される方は加入申込書を2022年4月18日(月)までに所属所の共済事務担当課に提出してください。

引受保険会社 損害保険ジャパン株式会社 広島支店・法人第一支店
〒730-0031 広島市中区紙屋町1-2-29
☎082-243-6201(受付時間:平日 9:00~17:00)

取扱代理店 有限会社 広島共済事務サービス
〒730-0036 広島市中区袋町3-17シンヨービル7階
☎082-545-8585(受付時間:平日 9:00~17:00)